

策定年月	令和6年7月
見直し年月	

麦・大豆国産化プラン

产地名：富山県高岡市

(作成主体：(農)光明寺宮農組合)

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

○現状

【大豆】

- ・栽培品種である「えんれいのそら」および「シュウレイ」は、実需からの評価は高い一方で、安定生産・供給拡大が求められている。
- ・収量・品質は年次変動が大きく、収量・品質の低下要因として、転作率の増大に伴う地力低下や排水不良、播種時期の降雨による発芽率の低下、開花期以降の干ばつによる落花や落莢などが挙げられる。
- ・近年では担い手への農地の集約が急速に進み、1経営体あたりの作業面積が拡大しているため、作業の効率化を図る必要がある。

○課題

【大豆】

- ・実需のニーズに合わせた生産拡大
- ・地力増進に向けた土づくりの推進
- ・排水対策や畝間かん水などの収量・品質の高位安定化に向けた栽培技術の徹底
- ・生産者の作業効率の向上

○課題解決に向けた取組方針

【大豆】

- ・水田農業の基幹作物として、実需のニーズの継続的な把握に努めるとともに、収量・品質の高位安定化に向けた栽培技術（特に排水対策、碎土率の向上など）の徹底と本事業で普通型コンバインを導入することにより、作付拡大を推進し、大豆の安定生産・供給拡大を図る。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けた取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

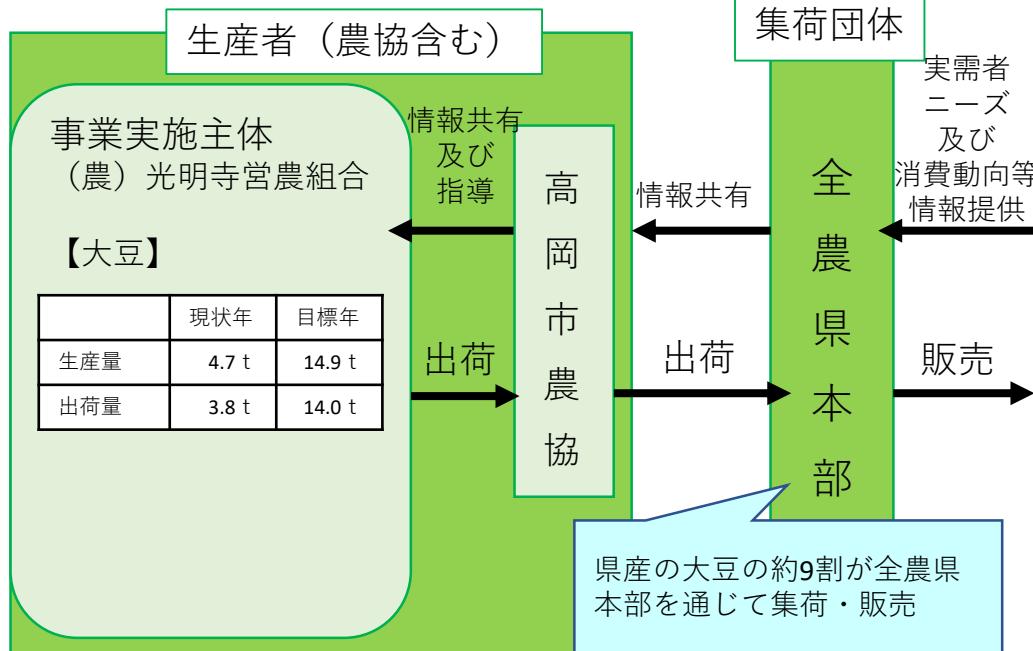
2. 产地と実需者との連携方針

○連携方針

【大豆】

- ・実需者及び集荷団体、農協などから発出される実需者ニーズや消費動向の情報をもとに、これらに応じた生産を図る。

現状年：大豆 令和5年産



目標年：大豆 令和8年産



※ 产地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麵会社等)とする。

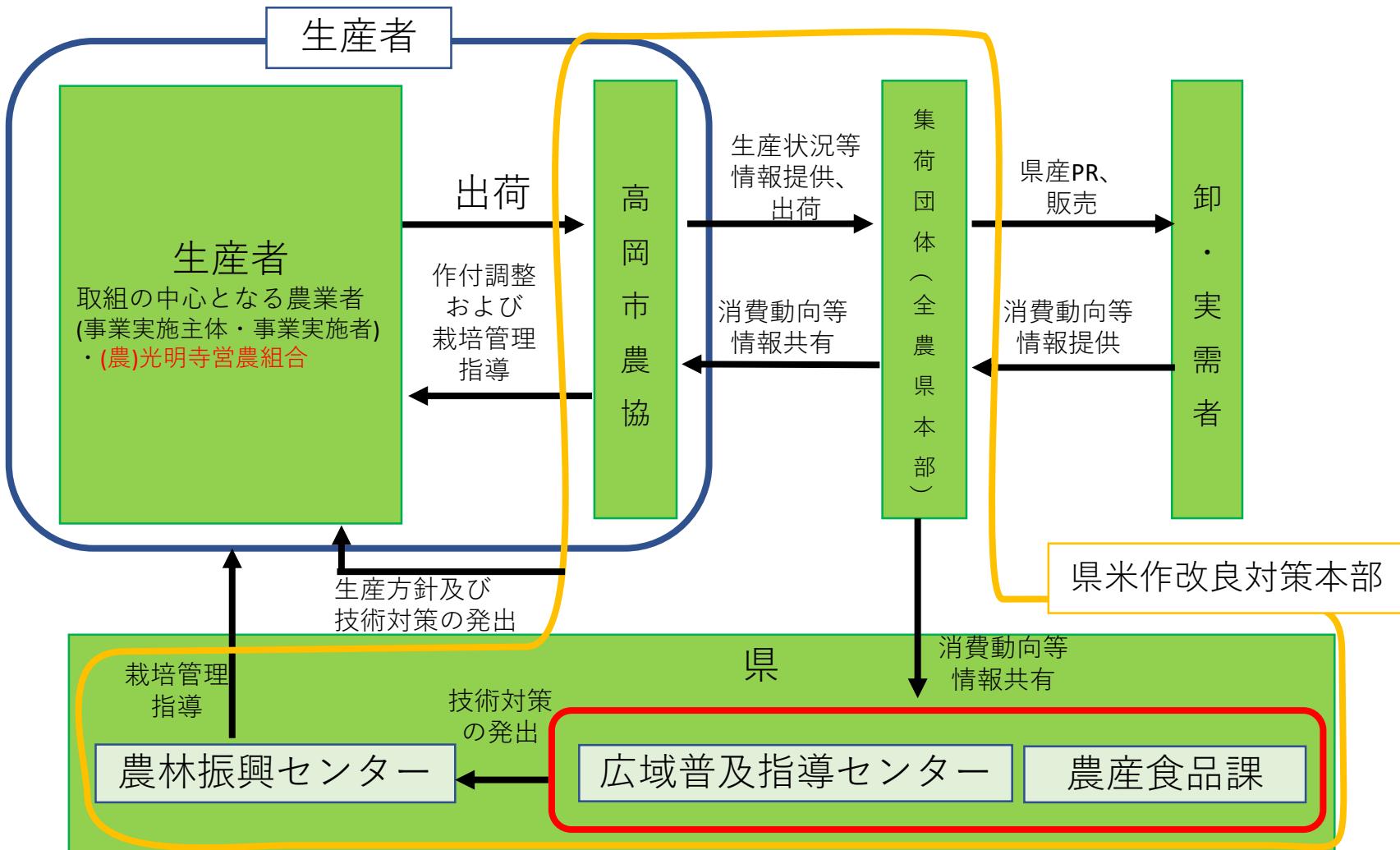
※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 产地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割

【大豆の国産化に向けた推進体制】



※ 产地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。

策定年月	令和6年7月
見直し年月	

麦・大豆国産化プラン

产地名：富山県高岡市

(作成主体：(農)土屋宮農組合)

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

○現状

【大豆】

- ・栽培品種である「えんれいのそら」および「シュウレイ」は、実需からの評価は高い一方で、安定生産・供給拡大が求められている。
- ・収量・品質は年次変動が大きく、収量・品質の低下要因として、転作率の増大に伴う地力低下や排水不良、播種時期の降雨による発芽率の低下、開花期以降の干ばつによる落花や落莢などが挙げられる。
- ・近年では担い手への農地の集約が急速に進み、1経営体あたりの作業面積が拡大しているため、作業の効率化を図る必要がある。

○課題

【大豆】

- ・実需のニーズに合わせた生産拡大
- ・地力増進に向けた土づくりの推進
- ・排水対策や畝間かん水などの収量・品質の高位安定化に向けた栽培技術の徹底
- ・生産者の作業効率の向上

○課題解決に向けた取組方針

【大豆】

- ・水田農業の基幹作物として、実需のニーズの継続的な把握に努めるとともに、収量・品質の高位安定化に向けた栽培技術（特に排水対策、適期収穫など）の徹底と本事業で普通型コンバインを導入することによる適期作業を推進することにより、大豆の安定生産・供給拡大を図る。

※ 麦・大豆生産における課題（湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等）を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けた取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

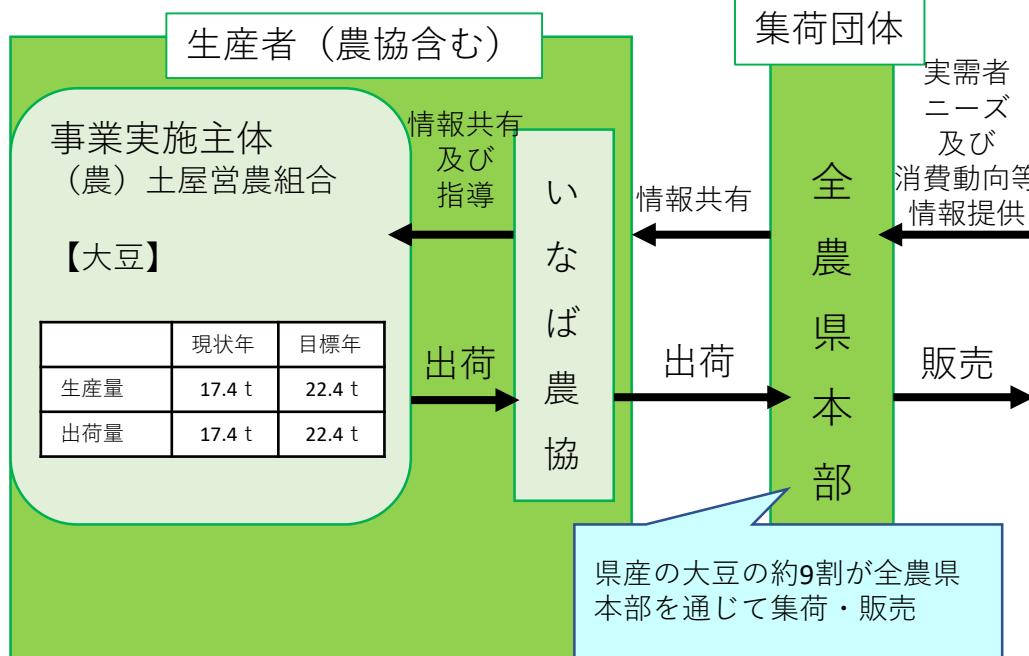
2. 产地と実需者との連携方針

○連携方針

【大豆】

- ・実需者及び集荷団体、農協などから発出される実需者ニーズや消費動向の情報をもとに、これらに応じた生産を図る。

現状年：大豆 令和5年産



目標年：大豆 令和8年産



※ 产地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麵会社等)とする。

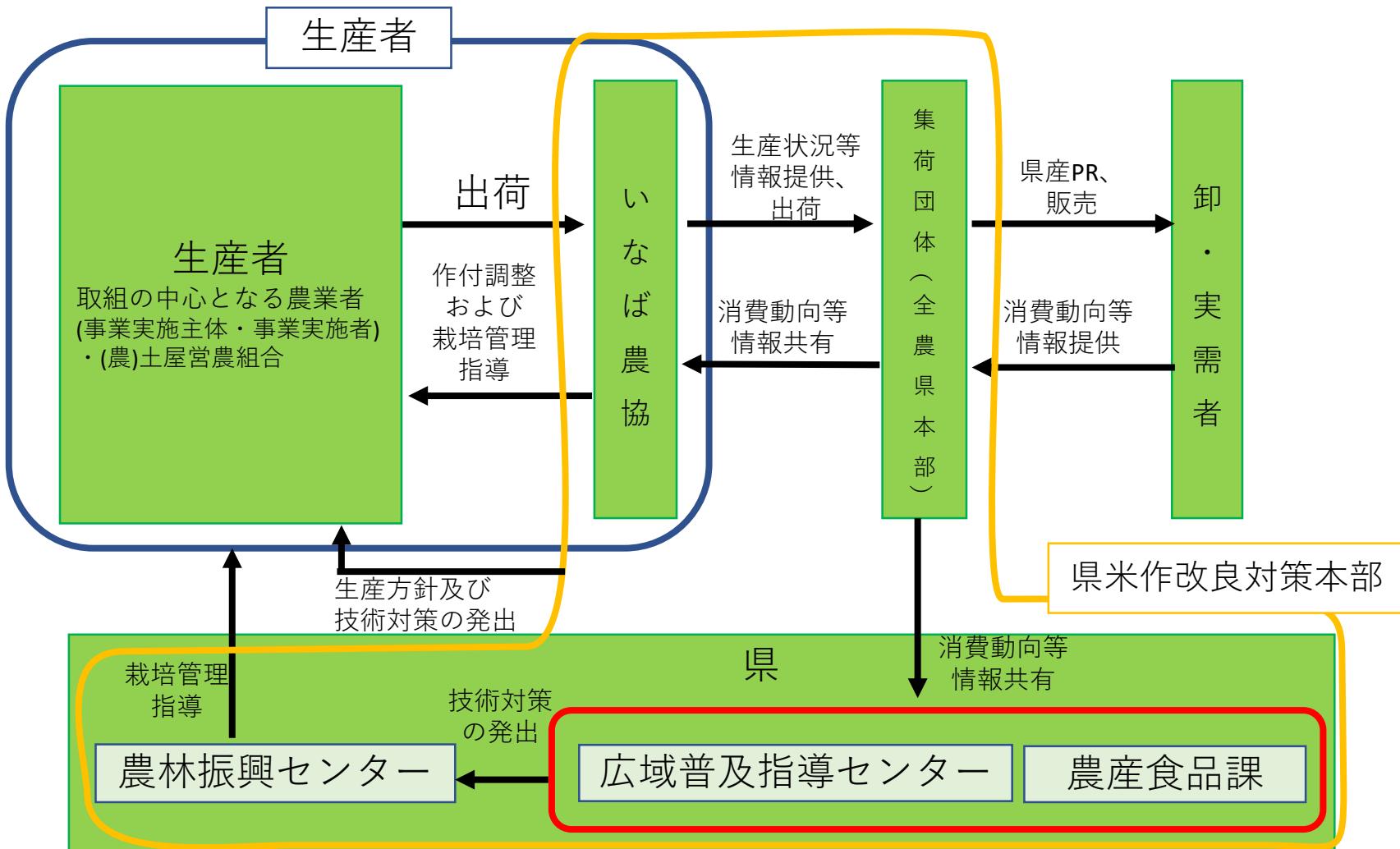
※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 产地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割

【大豆の国産化に向けた推進体制】



※ 产地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。